

諮問番号：令和元年度諮問第9号

答申番号：令和元年度答申第11号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のとおり、原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当であるから、取り消されるべきと主張しているものと解される。

(1) 請求人の交際相手（以下「交際相手」という。）によるDV被害から逃れるためのシェルター入居費や転居費用などが嵩む中、交際相手に保護費のほとんどを引き出されてしまったため生活に困っていたところ、担当ケースワーカーに親から借りるよう勧められたためそのとおりにし、状況についても報告していたにもかかわらず、請求人の母からの送金による請求人の口座への入金（以下「本件借入」という。）の相当額の返還を求める原処分は、当然に考慮されるべき事実が見落とされて行われている。

(2) 本件借入は、生活保護制度の趣旨に照らせば収入から控除されるのが相当と考えられる。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 本件借入は、事前に処分庁の承認を受けて借り入れたものではなく、事前に相談があったものでもない。

(2) 本件借入の用途は、それぞれ保護費のやり繰りで賄うべきものであって、自立更生のためにやむを得ない用途であるとはいえないと判断し、その全額を生活保護法（以下「法」という。）第63条により返還決定したものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産等を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、その上で、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされていることから、原則的に要保

護者の収入は認定すべきものである。

ここで、法は「その者の金銭または物品」について特に限定しておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、本件借入収入は原則として収入認定の対象となり、事後において判明した場合は、「資力があるのに保護を受けたとき」に該当し、保護費の返還対象となる。

もっとも、金銭給付等の全てを収入認定することは、法の目的である自立助長の観点から、社会通念上相当でない場合もあるため、保護の処理基準では、一定の要件の下、収入認定から除外できるものや返還額から控除できるものの取扱いを定めているが、本件借入は、その要件に該当しない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年6月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日、同年7月10日及び同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

そして、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、当該基準によれば、借入金は「仕送り、贈与等による収入」に該当するから、原則として全てが収入認定され、例外として認められるためには、他法他施策による貸付金等であって、かつ、貸付けに当たって保護の実施機関による事前の承認が必要とされている。

また、法第63条に基づく保護費の返還については、当該基準によると、原則として当該資力を限度として支給した保護金品のの全額を返還額とすべきであるとされており、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして

差し支えないものの範囲については、当該収入が、家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額や、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額等に限定されている。

そこで本件についてみると、請求人は、母から本件借入を行い、①ペット礼金、②新居での生活に必要な最低限の生活用品、③携帯電話変更代金、④前住居の家賃、⑤ホテル宿泊費等、⑥犬のゲージ等代金に充てた旨主張する。

まず、本件借入の収入認定からの除外について検討すると、本件借入は、事前に実施機関の承認を得ていたという記録はなく、また、借入先も母であり、国若しくは地方公共団体の委託事業として行われたとも認められないことから、収入認定から除外できる要件には該当しない。

この点、請求人は、担当ケースワーカーから借入を勧められた旨主張するが、本件借入の前において担当ケースワーカーが請求人に借入を勧めた事実は認められず、また、仮に当該事実があったとしても、それをもって保護の実施機関による事前の承認があったものということとはできないから、かかる請求人の主張を採用することはできない。

次に、要返還額からの控除について検討すると、本件借入のうち、①ペット礼金、⑤ホテル宿泊費等、⑥犬のゲージ代金については、請求人が飼っている犬が原因の支出であること、②新居での生活に必要な最低限の生活用品については、主として消耗品に係る支出であることが認められるから、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないものの範囲であるとは認められない。

一方で、携帯電話の番号を変更する際、これに合わせて端末も変更したこと、また、家賃が重複して発生するにもかかわらず前住居の退去前に新住居に転居したことは、それが交際相手からのDV被害を避けるための行動であったことに鑑みると、それ自体としては、必ずしも不合理なものとはいえず、請求人が、③携帯電話変更代金及び④前住居の家賃の支出のために本件借入を行ったことは、これを直ちに責めることはできない。

しかしながら、保護の制度上、本来の要返還額から控除して差し支えないものの範囲は限定されているものであり、携帯電話の端末の購入費や現に居住していない住居に係る家賃が保護の対象となっていない以上、上記の事情を考慮してもなお、これらの支出は本来の要返還額から控除して差し支えないものの範囲に該当しないものであり、これらを控除せずに返還額を決定した処分庁の判断を違法又は不当とまでいうことはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められ

ず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子